



秋がようやく深まりつつあります。3日 文化の日、7日 立冬、11日 介護の日、15日 七五三、22日 小雪、23日 勤労感謝の日 11月 は「過労死等防止啓発月間」です。

1. November 改正情報ご案内

① 先月号でも案内しましたが、「子の看護休暇・介護休暇」制度が、令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能となります。これにより「半日単位の取得の条文が不要となります。就業規則・育児介護休業規程の改定が必要になります。条文的には「時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。」法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。既に「中抜け」できる休暇を導入している企業が「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。

⇐ 信楽高原鉄道乗車「レールとイチョウとススキ」

② 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大によって介護職の人材不足がさらに深刻化していることから、他業種から介護職への参入を促すため、介護業界への就職者に対し、返済免除付きの新たな貸付事業を創設する方針です。介護職員になるための研修を修了した場合に、支援金として最大20万円を貸し付け（転居費や介護用具の購入を対象とする）、2年間継続して勤務すれば返済が免除されるといった仕組み。来年度からの実施を目指します。

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **49.4** (愛知) / 1000、介護保険 **8.95** / 1000
厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

2. 名言名句

「人生に解決法なんてものはないのさ。あるとしたら、前に進んでいくことだけ。
前に進めば、解決法はあとからついてくる。」 サン・テグジュペリ

3. 法改正等ワンポイント

同一労働同一賃金の最高裁判決

★最高裁で、同一労働同一賃金問題の10月13日に大阪医科大学（大阪医科薬科大学）事件およびメトロコマースの判決が言い渡され、10月15日、日本郵便事件として、東京・大阪・福岡（佐賀）の判決が言い渡されました。裁判所のホームページで、判決文が確認できるようになっています。

① アルバイト職員に対する賞与不支給などが不合理な格差に当たるとして争われた大阪医科薬科大学事件では、1審で原告が比較対象として主張した教室事務員の正社員との比較について、最高裁は業務内容に共通する点がある点を認めた一方、正社員のみが行う英文学術誌の編集事務、病理解剖に関する遺族対応などの具体的な業務や人事異動の可能性などの相違点を指摘。これらを踏まえ、アルバイト職員への賞与不支給について、「不合理であると評価することができるものとはいえない」と結論づけ、「原告と同時期に新規採用された正社員賞与の60%を下回る支給は不合理」とした高裁判決を破棄して原告の損害賠償請求を斥けました（裁判官全員一致）。[判決文全文]

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/768/089768_hanrei.pdf

② 売店での販売業務に従事する契約社員に対する退職金不支給が争点となったメトロコマース事件では、比較対象とされた売店業務に従事する正社員の業務内容について、契約社員の業務とおおむね共通するものの、販売員が休暇・欠勤時の代務や販売員への指導・サポート、エリアマネージャー業務に従事するなどの違いや配置転換の可能性が正社員のみにある点などを指摘。契約社員の有期契約が必ずしも短期雇用前提のものとはいえず、原告らも10年前後継続している点を斟酌しても、退職金の支給に関して労働条件の相違があることは「不合理であると評価することができるものとはいえない」と判断し、退職金の功労報償分として正社員基準の4分の1に当たる金額の支払いを命じ

た高裁判決を破棄しています。この判決に当たり、最高裁の宇賀克也裁判官は、功労報償の性格を有する部分に係る退職金すら契約社員に支給しないことが不合理であるとした高裁の判断は是認することができる、との反対意見を示しています。[判決文全文] https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/089767_hanrei.pdf

③ 日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差について、東京・大阪・佐賀の各地裁に起こした3つの裁判について、最高裁は15日、審理対象になった5項目の「扶養手当」「年末年始勤務手当」「年始の祝日休」「病気休暇」「夏期冬期休暇」について、継続的な勤務が見込まれる契約社員の労働条件が正社員と違うのは「不合理」と認めた。

日本郵便 大阪事件（令和1(受)794 地位確認等請求事件 最高裁判所第一小法廷判決）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/773/089773_hanrei.pdf

日本郵便 東京事件（令和1(受)777 地位確認等請求事件 最高裁判所第一小法廷判決）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/772/089772_hanrei.pdf

日本郵便 佐賀事件（平成30(受)1519 未払時間外手当金等請求控訴，同附帯控訴事件 最高裁判所第一小法廷判決）https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/771/089771_hanrei.pdf

4. 統計・情報

①…厚生労働省は10月20日、派遣元事業主が過半数労組との「労使協定方式」により派遣労働者の賃金を決定する際の基準となる、派遣労働者が従事する業務と「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（一般賃金）の令和3年適用分を公表。本年4月に施行された改正労働者派遣法では、「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかにより派遣労働者の待遇を確保することが義務づけられてる。このうち、「労使協定方式」をとる場合の基準となる一般賃金の水準については、賃金構造基本統計調査等に基づき、毎年6～7月に厚生労働省職業安定局長から都道府県労働局長へ発出する通知によって示すこととされている。ただし今年については、7月の時点で新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が見通しづらい状況にあったため、一般賃金の通知を秋まで遅らせることが公表されていた。今回の通知では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を踏まえた取り扱いとして、派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的に、同通知で示す要件を満たし、十分な労使協議を経て合意した場合は、令和2年度適用分の一般賃金を用いることも可能とする、としている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html#h2_free3

② **コロナ禍により内定取り消しが急増** 厚生労働省は10月20日、9月末現在で取りまとめた2020年3月卒者の採用内定取り消し等の状況を公表。その結果によると、採用内定を取り消された学生・生徒数は79事業所で合計201人に上り、東日本大震災の影響で多数の内定取り消しが生じた2011年卒（196事業所・598人）以来、9年ぶりに200人超に達している。

③2021年3月より、マイナンバーカードに健康保険証の情報が搭載され、オンラインでの被保険者等の資格確認が行われる予定。これに伴い、保険証の記号・番号を個人単位化する必要があることから、2020年10月19日以降、新たに発行される保険証の記号・番号に2桁の枝番が印字されることに。



「手塚治虫展」...豊橋美術館で11月23日まで開催↑

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

2020年9月1日現在のマイナンバーカード交付枚数率は全国で**19.4%**に止まっています。そこで国はマイナポイントの付与を開始するなど、マイナンバーカードの普及を促しています。通信内でも案内していますが、来年3月より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には医療機関・薬局の窓口の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、患者の本人確認等が行われることとなります。健康保険証が廃止されるわけではありません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際のメリットとしては、主に以下の5点が挙げられています。① 就職・転職・引越をしても健康保険証として引き続き使える。② 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でもこれまでに服用した薬の情報が医師等と共有できる。③ マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を確認できる。④ マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。⑤ 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される。従業員にとっては、転職や結婚等のライフイベント時に健康保険証の発行を待たずに医療機関等を受診できることから、マイナンバーカードの申請が増えてくると思われます。ただ、マイナンバーカードについては、情報漏洩等の心配をする声や必要性を感じない方も多いようです。皆さんは既にお持ちでしょうか。

今年もあと2か月を切りました。コロナ警戒が続く様相です。体調に気をつけてお過ごしください。(S)